



国自安第 149 号の 2
国自旅第 198 号の 2
平成 30 年 12 月 12 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局安全政策課長

旅 客 課 長



一般貸切旅客自動車運送事業における
サポートドライバー活用の実証実験の実施について

一般貸切旅客自動車運送事業は、地域の観光シーズンの違いなどによる需要の季節変動があり、繁忙期に運転者不足になり、閑散期に運転者が余剰となる傾向にある。

このような状況において、閑散期で運転者が余剰となる事業者において、運転者に対して一定期間の兼業を認め、繁忙期で運転者が不足している事業者において、兼業を希望している運転者を雇用し運転業務をサポートすることによって、運転者不足の解消を図ることが可能となる。

現行の制度においては、運転者が複数の事業者の運転者となることを禁止していないが、この仕組みは一般貸切旅客自動車運送事業者において定着していない。

このため、閑散期の運転者を繁忙期の事業者を一定期間サポートする運転者として活用（サポートドライバー活用）するにあたり、全国各地へ取組を広げていくための課題や実現可能性を検証する実証実験の実施について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長等あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されたいととも、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 実施期間

平成 30 年 12 月 14 日（金）～平成 31 年 2 月 28 日（木）

2. 実施事業者

サポートドライバー活用を実証実験で実施することを認めた事業者

3. 輸送の安全の確保のために留意すべき事項（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 27 条関係）

本実験において、運転者が新たに兼業で雇用される事業者（以下「兼業先事業者」という。）において運転者として選任されることとなる運転者（以下「兼業運転者」という。）による事業用自動車の運行の安全確保については、道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）等の関係法令を遵守すること等により、各事業者において行うこととなるが、特に以下の事項について留意して実施されたい。

（1）過労防止等（運輸規則第 21 条及び第 37 条関係）

本実験においては、兼業先事業者が、兼業運転者の直近の勤務状況等を把握したうえで、適切に管理できるようにするため、運転者が元々雇用されている事業者（以下「雇用元事業者」という。）は兼業先事業者に対して、本実験で兼業運転者が兼業先事業者で運行を開始する前に、兼業運転者の直近一か月間における日々の勤務時間及び乗務時間の記録（以下「勤務時間等の記録」という。）並びに乗務員台帳の写しを提供すること。

なお、本実験において兼業先事業者の勤務として、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間が 65 時間を超える勤務を行ってはならないこととする。

また同様に、本実験終了後に兼業先事業者は雇用元事業者に対して、兼業運転者の勤務時間等の記録及び兼業先事業者が作成した乗務員台帳の写しを提供すること。

（2）運転者の選任（運輸規則第 36 条関係）

本実験における兼業先事業者での兼業運転者の選任について、兼業先事業者で当該兼業運転者が使用される期間が二月以内であっても、本実験終了後に雇用元事業者において引き続き運転者として雇用されること、当該運転者に対して（3）に定める指導を行ったことが確認される場合は、運輸規則第 36 条第 1 項第 2 号に定める「二月以内の期間を定めて使用される者」には該当しないこととする。

また、兼業先事業者において兼業運転者が 14 日未満の期間で雇用される場合の賃金については、14 日未満の期間ごとに支払を受ける場合であっても、兼業運転者は本実験終了後に雇用元事業者において引き続き雇用され、14 日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者に該当しなくなることから、第 4 号に定める「14 日未満の期間ごとに賃金の支払を受ける者」には該当しないこととする。

(3) 従業員に対する指導監督（運輸規則第 38 条関係）

本実験において、兼業先事業者は兼業運転者に対して、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1676 号。以下「指導監督指針」という。）第 2 章 2（2）①に基づく運転者に対する指導及び同章 4（2）に基づく適性診断の受診を確実に実施すること。

(4) 留意事項

実証実験における兼業運転者は、以下のすべての条件を満たす者であること。

- ① 直近 3 年間に於いて、死者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者ではない者
- ② 雇用元事業者において、兼業先事業者と同一の車種区分以上の事業用自動車の運転者として選任されている者
- ③ 65 歳未満である者

4. 運送実績の収集方法について

当該営業所の実証実験における以下のデータを電子媒体により収集する。（報告様式は別紙のとおり。）

【データ項目】

(1) 雇用元及び兼業先事業者（実証実験中と前年同時期の輸送実績の比較データ）

事業用自動車数、運転者数、延実在車両数（日車）、延実働車両数（日車）、走行キロ、実車キロ、輸送人員、運行回数、営業収入、交通事故件数、重大事故件数、死者数、負傷者数、全運転者の平均時間外労働時間・平均有休取得日数、兼業運転者の平均給与月額

(2) 兼業先事業者

兼業運転者に対する特別な指導（指導監督指針第 2 章（2）①に基づく指導）を実施した年月日、指導の具体的内容、指導内容ごとの実施時間

(別紙)

一般貸切旅客自動車運送における運転者の事業者間兼業による融通に関する実証実験報告書
(実施期間:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

住所
事業者名
担当者名(役職名及び氏名)
電話番号
e-mail

事業概況

	実証実験中	前年同時期
事業用自動車数(両)		
運転者数		
うち兼業運転者数		
延べ兼業運転者数(人日)		

輸送実績

	実証実験中	前年同時期
事業用自動車	延実在車両数(日車) 延実働車両数(日車)	
走行キロ(キロメートル)		
うち実車キロ(キロメートル)		
輸送人員(人)		
運行回数(回)		
うち旅行業者扱い(回)		
1 企画旅行(2に該当しないもの) (回)		
2 企画旅行(専ら都市間の移動を目的とするもの)(回)		
3 その他(回)		
営業収入(千円)		

事故件数

	実証実験中	前年同時期
	うち当事者が兼業運転者	
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

労働環境

	実証実験中	前年同時期
全運転者の平均時間外労働時間(分)		
全運転者の平均有給休暇取得日数(日)		
兼業運転者の平均給与月額		

兼業運転者に対する特別な指導

	実施年月日	指導の具体的内容	実施時間(分)
①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項			
②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法			
③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項			
④危険の予測及び回避			
⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法			
⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正			
⑦安全運転の実技			

- 備考
- 1 実証実験を実施した営業所について記載すること。
 - 2 企画旅行とは、旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第4項の企画旅行をいう。
 - 3 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第67条第2項の交通事故をいう。
 - 4 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。
 - 5 兼業運転者に対する特別な指導については、兼業先事業者のみ記載すること。